



(損保版)

第1~4月曜日発行
発行所 新日本保険新聞社
大阪市西区朝本町1丁目5-15
(郵便番号550-0004)
電話 (06) 6225-0550 (代表)
FAX (06) 6225-0551 (専用)
購読料 1か月2160円
(消費税、送料込み)
©新日本保険新聞社 2016

シンニチ保険Web

www.shinnihon-ins.co.jp

購読者専用サイトのパスワード

inmyself (2016年6月30日まで)

goldmoon (2016年7月1日から)

※「1月」と「7月」に変更します。

# 27年度末会員数は1万2041店

## 日本代協が28年度通常総会を開く



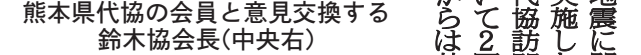
損保会館で開かれた総会の模様

### 会長に岡部氏が再任 受講者が過去最多

日本代協は6月14日、東京・千代田区の損保会館で平成28年度通常総会を開いた。平成27年度事業報告では、改正保険業法に関連したセミナーや研修会などの講演を各地で約100回開催したことや、会員代理店数が前年度比で289店増加の1万2041店(今年3月末時点)になったこと、創設4年目となる損害保険大学課程のコンサルティングコースの受講者が過去最多

となる1458名となったこと、法人事業者の社会保険適正加入の推進の環境として、社会保険の概要や加入要件、政府の方針、対応上の留意点などの情報提供に取り組んだことなどが報告された。平成27年度の決算報告では、損害保険大学課程の受講者数が増加したことから損害保険大学課程受講料が増えるなど、当初予定した決算を上回ったことが報告された。今総会は役員改選期にあたり、新たに19名の理事を選出。同日開かれた理事会で新役員が決まり、会長は岡部繁樹氏の再任となった。副会長は小出富晴氏(大阪代協、再任)、小平高義氏(東京代協、再任)、山口史朗氏(北海道代協、新任)、金子智明氏(東京代協、新任)の4氏。当日は総会審議に先立ち、岡部会長と来賓として金融庁監督局保険課の井上俊剛保険課長が挨拶。冒頭、熊本地震の発生に関連して代理店の意

義や役割について言及した岡部会長は「日本のどこでも起こりうる地震に対応するために、今以上に地震保険の普及促進が重要だと強く感じている」と述べた。このほど施行された改正保険業法については「保険マーケットはこれまで以上にレッドオーシャンになるだろう」と指摘。そのうえで会員代理店に向けては「自らの強みや独自の能力を磨き、地域ブランドを高めて、消費者に選択されるオンリーワンの企業を目指していくことが大事だ」と呼びかけた。金融庁の井上保険課長は来賓挨拶のなかで、熊本地震での代理店の役割や改正保険業法への対応のあり方、業界動向などについてふれた。熊本地震については「私も4月28日に現地に行ってきたが、そこで保険代理店の皆さんが自身も被災しているにもかかわらずお客様のことを考えて取り組んでいるといったプロフェッショナルな姿を拝見して、本当に心を打たれた。皆さんが円滑にお客様対応を進められるように、金融庁としてもできるだけの支援をして



熊本地震の発生に伴い、損保協会の鈴木久仁代協訪問は4月22日に続いて2回目。熊本県代協からは井上浩一(会長)臨時、田河逸夫(副会長)、中村文治(副会長)、坂井一也(副会長)などが参加した。

### 損保協会・鈴木協会長と熊本県代協 熊本地震の対応など意見交換

熊本地震の発生に伴い、損保協会の鈴木久仁代協訪問は4月22日に続いて2回目。熊本県代協からは井上浩一(会長)臨時、田河逸夫(副会長)、中村文治(副会長)、坂井一也(副会長)などが参加した。鈴木協会長からは5月30日現在の保険金支払い件数について、約80%の支払いが完了していることや、東日本大震災時よりも早い支払対応が図れていることなどの説明があった。そのうえで鈴木協会長は「代理店自身も被災しているなかで、保険会社と協力して契約者への素早い対応をしていただけた」と謝辞を述べた。熊本県代協の参加代理店からは「保険各社の協力により迅速な支払いが進んで、契約者から喜ばれている」「地震保険の

販売のあり方については、金融審議会などを通じてさらに幅広い検討を行っていきたくと考えている」との考えを示した。請求には権限証明が必要との誤解があったが、HPに注意文を載せるなど協会にも早急な対応をしていただいた」「お客様からは一部損と半損との支払い金額に10倍の開きがあることについての不満も多く聞かれた。また権限証明と地震の損害判定の違い、余震が続くことによる被害拡大、地震の支払いに関する誤解など現場の代理店からも多くの声が寄せられている」「今後の梅雨・台風シーズンが到来するとさらなる被害拡大も予想される」「新たに地震保険の引き受けの案件も多数出ているが、現状の被害

いきたい」と述べた。改正保険業法については、各地の財務局と保険代理店の今後のあり方について言及。「各財務局における保険募集人の関係業務についてはこれまで、保険募集人の登録申請の受理・審査などが中心だったが、改正保険業法が施行したことで、保険募集人に対する体制整備義務の導入をふまえたヒアリングなども実施することになる。保険代理店の皆さんにおかれまし

ては、保険募集人の直接の監督者である財務局とこれまで以上に密に「コンタクトをとってほしい、田滑かつ適切に改正保険業法に基づいて取り組んでいたが、ぜひお願いしたい」と述べた。また、そのほかの業界動向については、金融機

関が取り扱う貯蓄性保険商品の手数料開示のあり方などについてふれ、「金融機関が扱う貯蓄性保険(手数料開示をふくむ)が完了していることや、熊日本大震災時よりも早い支払対応が図れていることなどの説明があった。そのうえで鈴木協会長は「代理店自身も被災しているなかで、保険会社と協力して契約者への素早い対応をしていただけた」と謝辞を述べた。熊本県代協の参加代理店からは「保険各社の協力により迅速な支払いが進んで、契約者から喜ばれている」「地震保険の